

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施(二件)……………一
- ……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………二
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………三
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………四
- ……………(同)……………四
- 平成二十九年度狩猟免許更新のための適性試験及び講習の実施……………五
- ……………(環境局自然環境部計画課)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………六
- ……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………六
- 家畜人工授精師の登録……………七
- ……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止(二件)……………八
- ……………(水道局)……………八
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………九
- ……………(同)……………九

### 告示

●東京都告示第八百五十九号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

東京都計量検定所長 林 久美子

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 稲城市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十九年六月十二日から同月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

- 一 検査地域 三鷹市、町田市、日野市及び多摩市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十九年六月十二日から同年七月十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

### 東京都告示第八百六十号

●東京都告示第八百六十一号  
東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があつたので、同条第二項

の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三田三・四丁目地区市街地再開発準備組合

理事長 北島 弘

港区三田四丁目十五番二十九号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区三田三丁目・四丁目に位置する約四ヘクタールの区域において、高層建築物の新築を含む再開発事業を実施することにより、ビジネス交流拠点・生活環境の形成を目指すものであり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が一件あった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年五月十二日から同月三十一日まで。た

だし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

評面書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

意見等の件数の内訳は、表1に示すとおりである。評面書案に対して、都民からの意見書の提出はなかった。また、事業段階関係区長である港区長から意見が提出された。事業段階関係区長からの意見及び事業者の見解は、表2(1)～(4)に示すとおりである。なお、意見及び見解は、全文を掲載している。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	0
事業段階関係区長からの意見	1
合計	1

表2(1) 事業段階関係区長(港区)からの意見及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
総論	評価書を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。	計画地周辺の居住者及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応してまいります。
項目	「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」(以下「区要綱」という。)の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。	既存建築物の解体工事の前には、「区要綱」に基づき、工事の内容や石綿等使用の有無等について隣接関係住民の皆様等に周知を行い、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めます。
項目	解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管してください。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令に基づき報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行うってください。さらには、周辺住民からの問い合わせがあった場合には、調査方法及び処理方法を丁寧に説明してください。	解体建築物の石綿使用については、石綿使用の有無、使用されている場合の石綿含有建材の種類、施工箇所、量又は面積等について十分な事前調査及び記録を行います。石綿の使用が確認された場合には、「区要綱」や「大気汚染防止法」等の法令に基づき報告・届出、飛散防止対策を講じるとともに、適切な廃棄物処理を行います。周辺住民からの問い合わせがあった場合には、調査方法及び処理方法について丁寧に説明します。

表2(2) 事業段階関係区長(港区)からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
建設作業実施届出など必要な事前届出をすることともに、十分な近隣説明を行うてください。	特定建設作業実施届出などの必要書類は、法令に則り適切な時期に事前に届出を行うとともに、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」及び「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく説明会等において、建築物の工期、工法、作業方法等について十分な近隣説明を行うよう努めます。
建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。	解体する既存建築物の周囲への防音パネル等の設置、低騒音型の建設機械の採用、建設機械及び工事用車両のアイドリングストップの周知、必要に応じた散水や粉じん飛散防止用のシートの使用等の環境保全のための措置の実施を徹底し、周辺環境に与える影響を低減するよう努めます。
工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫してってください。	工事用車両の運行にあたっては、走行ルート上の周知を徹底する、時間帯等を考慮した適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置の実施を徹底し、周辺環境に与える影響を低減するよう努めます。
項目	防災対策について
事務所、住宅及び文化・交流施設等が整備されることのほか、大規模高層という点を踏まえ、勤務者や来訪者等のため一時滞留場所や備蓄物資の確保、備蓄倉庫の整備など、震災対策に配慮した計画としてください。	「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」(以下「活用方針」という。)に基づき、有効空地である広場を防災広場として、複合棟1のエンタランス空間を待機スペースとしてそれぞれ整備し、帰宅困難者のための一時滞在施設を確保します。また、「活用方針」に基づき、必要な防災備蓄倉庫、自家発電設備を整備します。
項目	交通について
環境影響評価書には、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について予測評価を分かり易く記載してください。	環境影響評価書案には、工事の施行中における工事用車両台数、工区毎の工事用車両の主な走行ルート及びルート別配分比、工事の完了後毎の棟毎の自動車発生集中比、通量、主な走行ルート及びルート上に設定した予測地点毎の将来交通量を示すなど、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化を示しています。また、予測地点毎の将来交通量をもとに、大気汚染、騒音・振動等の周辺環境の変化について予測・評価を行い、評価書案に示しています。なお、環境影響評価書では、こうした表現等を一層工夫し、一般の方々に理解しやすいものとなるよう努めます。

表 2(3) 事業段階関係係長（港区）からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解	
現在、区道1024号（聖坂）を区の“ちいばず”が運行しており、計画地の田町寄りには「三田三丁目」停留所があります。現状、他に設置できる適切な場所がないことから、交通信号機に近い位置かつ対面に設置していますが、この条件では、区道1024号の通過交通と計画地への車両の出入りなどに支障をきたすことが考えられますので、区道1024号に面する計画地内に“ちいばず”の停留所の設置を検討してください。	“ちいばず”の停留所の設置を検討する件については、港区関係機関と協議します。	「港区自転車シェアリング」ポータルについては、計画地内への設置を検討中です。今後、具体的な内容について港区関係機関と協議します。	
項目   風環境について	風環境の評価について、建設前は領域Aの箇所、建設後（対策前）は、領域B及び領域Cの箇所が出現し、特に札の辻交差点付近では風環境の変化が顕著です。札の辻交差点付近には、図書13頁 図5.2-3の施設配置計画図によると公園が設置される予定であることから、以下の対策等を検討してください。	風環境の評価及び施設配置計画を踏まえ、以下の対策等を検討します。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者や歩道、横断歩道橋を通行する歩行者への安全確保から、十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。</li> <li>防風植栽について検討、実施する際は、港区ビル風対策要綱を順守するとともに、適切な施工と維持管理を行うってください。</li> <li>工事期間中の風の測定などについては、周辺からの要望が出た場合は対応してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「港区ビル風対策要綱」に基づき、防風植栽等の設置を行い、出来る限りビル風の低減に努めます。また、工事完了後に事後調査を実施し、防風植栽等の防風対策効果について確認するとともに、必要に応じて適切な対策を検討します。</li> <li>防風植栽については、「港区ビル風対策要綱」を順守するとともに、適切な施工を行います。また、竣工後に防風植栽の維持管理が適切に行われるよう、防風植栽の維持管理に係る事項及び境界影響評価手続の状況等を竣工後の管理者に説明し、十分な引き継ぎを行います。</li> <li>工事期間中の風の測定等について、計画地周辺の居住者及び関係者等からのご要望等を頂いた場合は、必要に応じて適切に対応します。</li> </ul>	

表 2(4) 事業段階関係係長（港区）からの意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解	
項目   温室効果ガスについて	エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用してください。	本計画では、環境負荷の低減に寄与するため、建築物の配置・平面・断面・構造・仕上等の計画を工夫し、建築物の熱負荷を低減することに努めるとともに、省エネルギーシステムの導入と効率的な運用の仕組みに配慮することです。また、再生可能エネルギーの導入も検討します。	
項目   史跡・文化財について	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めます。	
項目   計画地は、文化財保護法に基づき手続が必要ですが、また、港区埋蔵文化財取扱いに基づき、調査等の調査の実施については、区と協議してください。	計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するため、「文化財保護法」に基づき手続を実施いたします。また、計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地は大部分が調査済みですが、未調査の部分及び周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない範囲については、「港区埋蔵文化財取扱い要綱」に基づき調査等の調査の方法・範囲について港区と協議し、指導を受けた上で実施します。		

●東京都告示第八百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

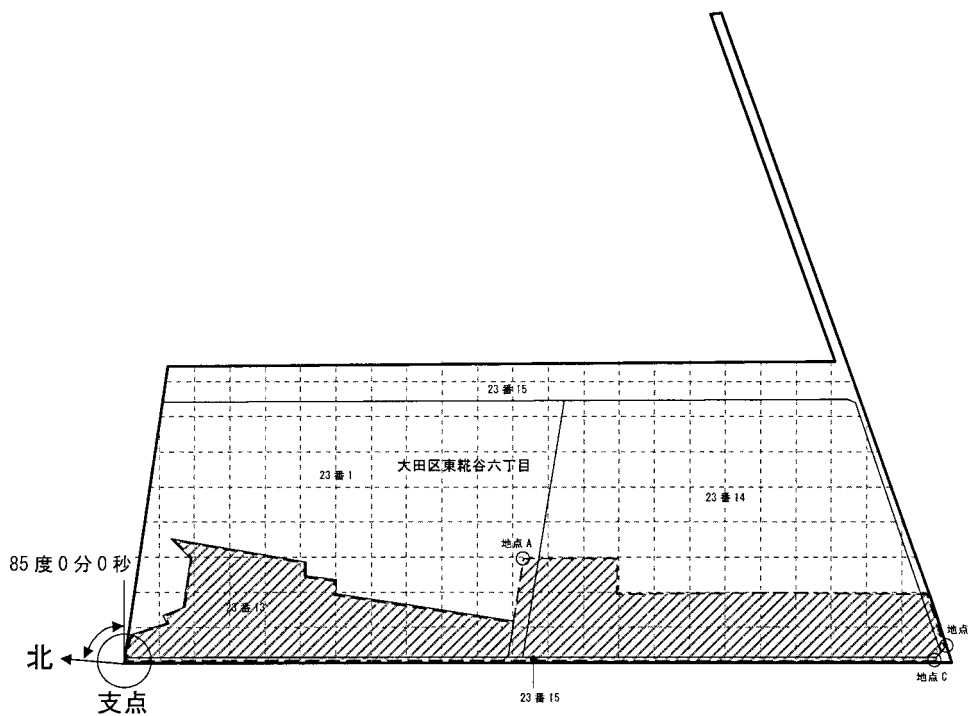
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区東糀谷六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界線
- - - 調査対象地
- //// 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、大田区東糀谷六丁目 23 番 15 の最北端とする。

【地点 A、B 及び C】

地点 A の座標は、X=-7730、Y=-49231 とする。  
 地点 B の座標は、X=-7733、Y=-49354 とする。  
 地点 C の座標は、X=-7741、Y=-49353 とする。  
 ※座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 53 号）附則第 2 条の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（85度0分0秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百六十三号

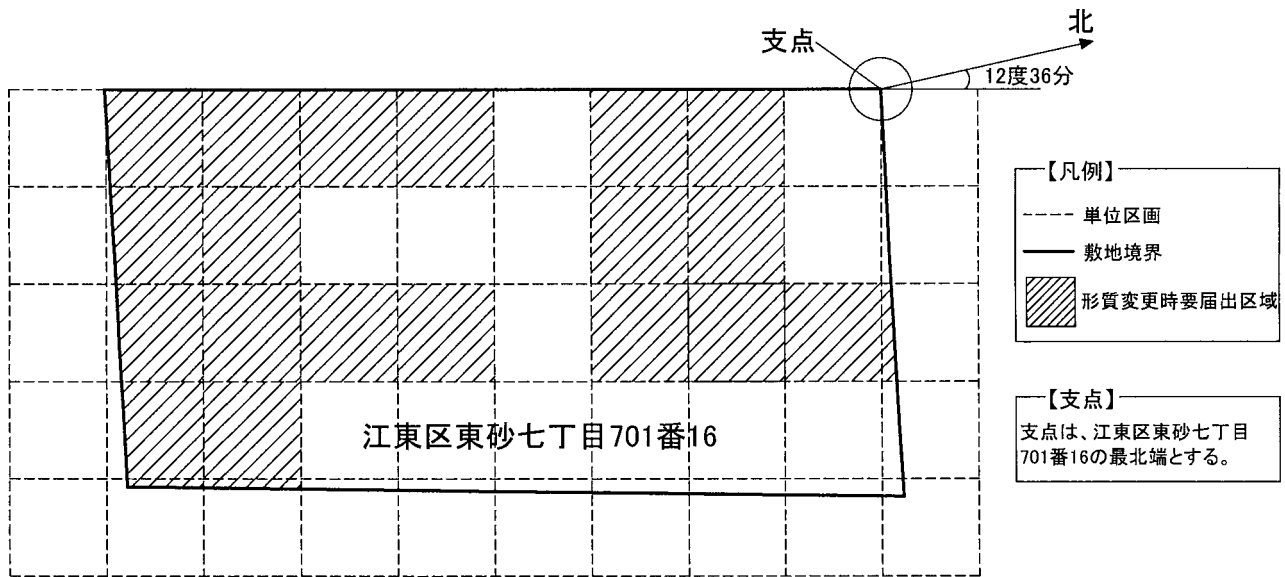
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東砂七丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



格子の回転角度(12度36分)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百六十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百二十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（中野区中野二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

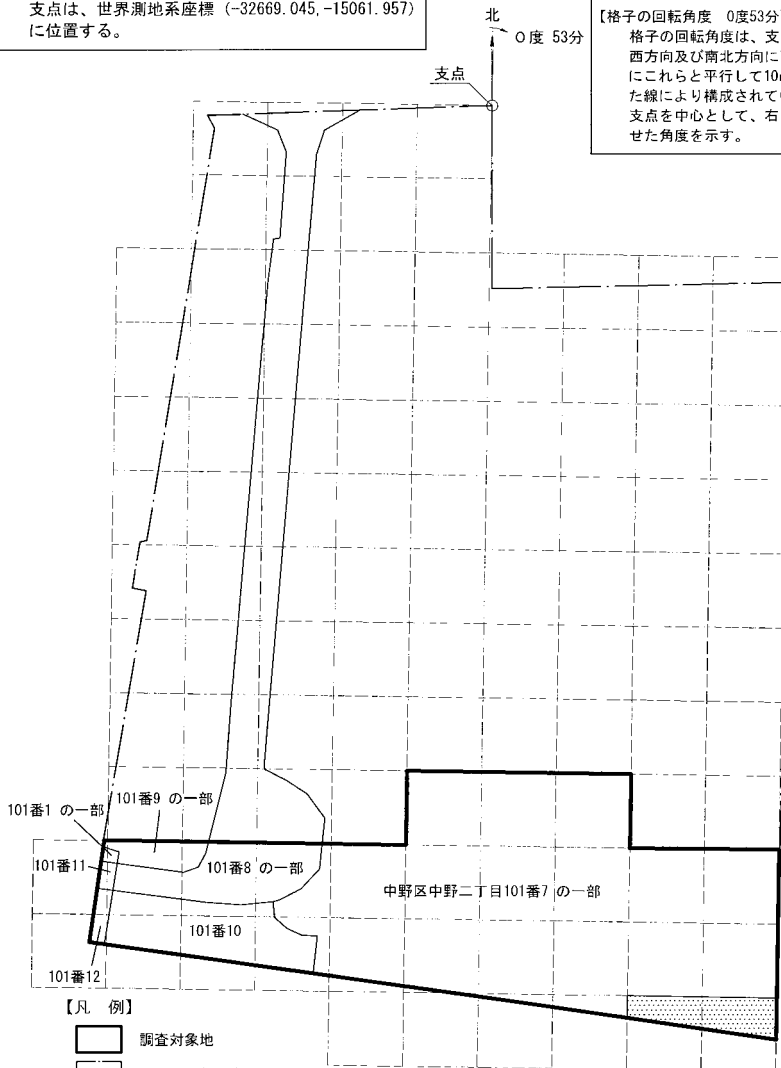
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

【支点】  
支点は、世界測地系座標（-32669.045, -15061.957）に位置する。

【格子の回転角度 0度53分】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



- 【凡 例】
- 調査対象地
  - 土地区画整理事業用地
  - 指定を解除する区域
  - 単地区画
  - 筆境界

●東京都告示第八百六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第五十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項に規定する講習(以下「適性試験及び講習」という。)を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。)第五十九条第二項において準用する規則第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 適性試験及び講習の日時及び場所

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、平成二十年七月一日	平成二十年七月一日	午後二時	東京都庁 新宿区西新第一本庁 宿二丁目八番一號 舎大会議場
種銃猟免許及び第二種銃猟免許	同月十九日	同右	立川市市立川市錦町民会館たましんR 二十号 ISUR Uホール 小ホール
同右	平成二十年八月六日	同右	東京都庁 新宿区西新第一本庁 宿二丁目八番一號 舎大会議場

場

同右	同年九月五日	午前九時	東京都大島支庁新島出張所 会議室	新島村本村 六丁目四番 二十四号
同右	同月六日	午後二時 三十分	八王子市芸術文化会館いちようホール 小ホール	八王子市本町二十四番 一號
同右	同月七日	午後二時	東京都八丈支庁大會議室	八丈島八丈町大賀郷二 千四百六十 六番地二
同右	同右	同右	東京都小笠原支庁 大會議室	小笠原村父島支西町
同右	平成二十年九月八日	同右	東京都大島支庁會議室	大島町元町 字オンダシ 二百二十二 番地一
同右	同月十四日	同右	東京都議會會議事堂 都民ホール	新宿区西新 宿二丁目八 番一號

二 適性試験及び講習の内容

- (一) 適性試験
  - ア 視力
  - イ 聴力
  - ウ 運動能力
- (二) 講習
  - ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣保護管理

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

三 対象者

東京都内に住所を有する者で、当該適性試験及び講習に係る種類の狩猟免許を有し、かつ、当該免許の有効期限が平成二十九年九月十四日までであるもの

四 狩猟免許更新申請の手続

- (一) 狩猟免許更新者は、狩猟免許更新申請書に所定の事項を記入し、及び押印し、次に掲げるものを添えて、各講習実施日の五日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を含めない。)までに東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこと。
- ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚
- イ 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円
- ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては当該許可に係る許可証において住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する医師の診断書
- エ 現に受けている狩猟免許(狩猟免許を紛失してい



る場合は、狩猟免状等亡失届)

オ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、認定

鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有す  
ることを確認した者にあつては、規則第五十九条の

二 第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書

面

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定

による許可を受けている者にあつては、当該許可に係  
る許可証の原本を提示すること。

五 その他

(一) 講習の受付開始時刻は、講習の開始時刻の四十五分

前とする。ただし、東京都大島支庁新島出張所、東京  
都八丈支庁及び東京都大島支庁で実施する講習の受付

開始時刻は、講習の開始時刻の三十分前とする。

(二) 適性試験については、東京都庁及び東京都多摩環境

事務所において本人が直接申請する場合にあつては狩  
猟免許更新申請時に、その他の場合にあつては講習の

受付時又は終了後に実施する。

(三) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、

東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産  
業課へ問い合わせること。

●東京都告示第八百六十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

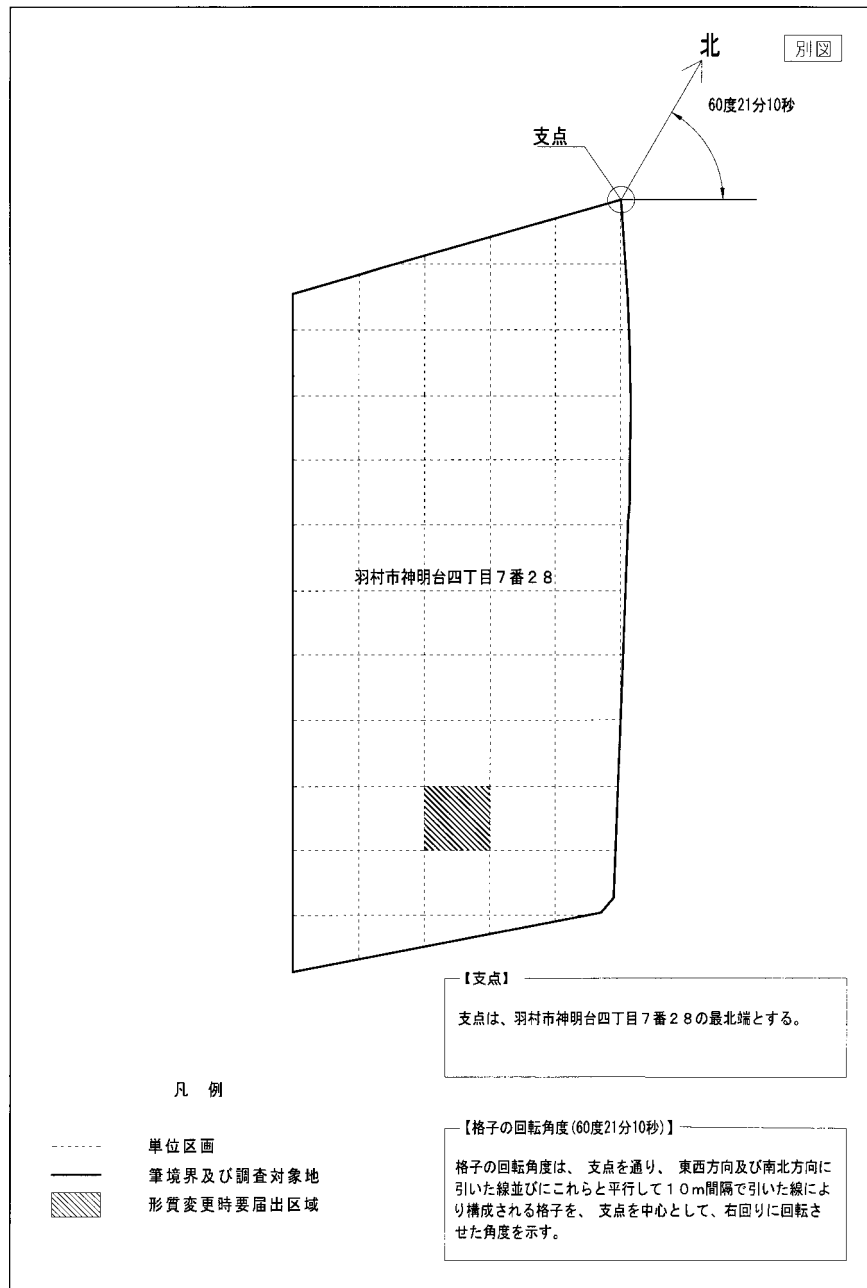
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(羽村市神明台

四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 ふっ素及びその化合物



●東京都告示第八百六十七号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十九年五月十二日

東京都知事 小池 百合子

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百十号 平成二十九年三月十日 北区赤羽二丁目十三番三ー六〇一号 サトウビル 佐藤 理香 牛 家畜人工授精の業務

公 告

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に

ついて

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年五月十二日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

五二〇三 株式会社クラシア 鈴木 一也 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一 平成二十九年一月一日

四〇九六 守屋管工 守屋美智子 練馬区東大 同年三月

設備株式会社  
泉一丁目十 三十一日  
一番四号

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に  
ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二  
第一項の規定に基づき指定した東京都指定給水装置工事  
事業者は、次のとおり事業を廃止した。

平成二十九年五月十二日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年  
月日

五四〇四 有株式会社 石川 孝弘 世田谷区北 平成十六  
北沢設備 沢四丁目十 年九月二  
工業 九番四号 十四日

四二二七 有株式会社 田中富士雄 あきる野市 同年十月  
多摩宮繕 伊奈千二百 十三日  
十四番地

六二〇三 有株式会社 今井 弘 大田区大森 平成十八  
弘栄建築 中三丁目二 年十月二  
十七番九号 十五日

六一八九 株式会社 小野澤幸雄 品川区戸越 平成二十  
ONONZ 三丁目十一 三年十二  
AWA 番十三号 月十二日  
一〇一

五九〇三 並木工業 並木 國彦 調布市仙川 平成二十  
町一丁目十 七年四月  
九番地七 十六日

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に  
ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の

七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次  
のとおり事業の休止の届出があった。

平成二十九年五月十二日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 休止年  
月日

八〇九三 タカタニ 高谷 哲郎 千葉県浦安 同月三十  
住設 市猫実四丁 一日  
目五番十三  
11A号  
金子リバー  
サイドビル

八九七六 箕輪興業 箕輪 貴行 神奈川県川 平成二十  
崎市幸区南 九年三月  
加瀬五丁目 三日  
二番四十一  
号 一階

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
リサイクルできます。